
鋼船規則検査要領

Q 編 鋼製はしけ

要
領

2009 年 第 1 回 一部改正

2009 年 12 月 22 日 達 第 74 号
2009 年 9 月 25 日 技術委員会 審議

2009年12月22日 達 第74号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

Q 編 鋼製はしけ

Q1 通則

Q1.1として次の1節を加える。

Q1.1一般

Q1.1.1 適用

P1.2.3-2(2)に規定する一体型押船により航行するはしけにあっては、単独のはしけとして規則 Q 編の関連規定を満足するとともに、押船と一体となった船舶として規則 P 編及び Q 編の関連規定を満足すること。

附 則

1. この達は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。